



埼玉県の就農支援ガイド



埼玉県イースト
「パン」
「さいたま」



彩の国  埼玉県

〔発行〕令和4年2月

一般社団法人埼玉県農業会議

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林会館内

〔監修〕

埼玉県農林部農業支援課

〒330-9301

なぜ、農業を始めるのですか？

という問いに、皆さんどう答えるでしょうか。

何かを作り、育てる仕事がしたい

農業を通じ、自分も成長したいし、
社会にも貢献したい

新しいビジネスモデルに
チャレンジしたい

色々な動機が考えられますが、結局は「農業が好き」
という点に集約されるのではないかと思います。

自身の向き・不向きについては、まずはその点を出発点にするのもよいでしょう。

農業は自然と向き合う職業なので、予測しづらく、
身体的に厳しいという面も確かにあります。

それでも成功されている方々は、それらを乗り越え、何事にも代えがたい達成感を得ています。
この冊子では、埼玉県で農業を行うために必要となる様々な情報が紹介されています。

皆さんも、埼玉の次代の担い手として、農業を始めてみませんか？



もくじ

index

就農へのステップ	04
埼玉県の農産物マップ	06
埼玉県の就農支援	08
就農に向けたチェックポイント	13
就農計画の作成様式	14
埼玉県等による就農前研修	18
就農のための準備	20
就農後の手続き	26
就農支援担当機関一覧	30
埼玉県内の自治体による就農支援	32
その他就農関係情報	38

就農へのステップ

1

情報収集をする、就農相談をする

2

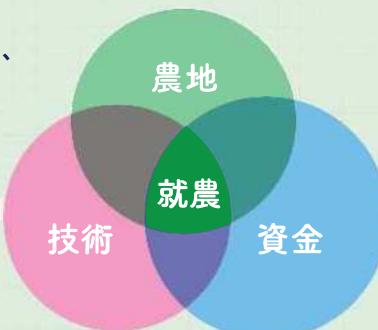
事前検討をする、就農計画を立てる

3

就農前研修を受ける、
就農準備をする

4

営農のために行動する



いざ就農！

関連項目

- 埼玉県の農産物マップ P06
- 埼玉県の就農支援 P08
- 「明日の農業担い手育成塾」について P10
- 就農相談窓口一覧 P12

- 就農に向けたチェックポイント P13
- 就農計画の作成様式 P14

- 埼玉県等による就農前研修 P18
- 就農のための準備 P20

- ▶ 農地を確保するには
- ▶ 農業機械を用意するには
- ▶ 農業用施設を整備するには
- ▶ 住居を確保するには
- ▶ 資金を確保するには
- ▶ 地域の人脈を形成するには
- ▶ インターンシップを行うには
- ▶ 移住して農業を始めるには

- 就農後の手続き P26

- ▶ 青年等就農計画の作成、提出
- ▶ 農業保険(収入保険・農業共済)
- ▶ 農業者年金
- ▶ 新規就農者農機具等購入支援事業

- 埼玉県の自治体による就農支援 P32

- ▶ 機械、設備等の整備支援のための補助事業を行う自治体
- ▶ 新規就農者に対する補助事業を行う自治体
- ▶ 就農前研修を実施する自治体
- ▶ 農業に関わる移住支援を行う自治体

埼玉県の農産物マップ

埼玉県の魅力

全域が都心から
100km圏内にある
農産物の販売が
しやすい・物流費
が安い

自然災害
が比較的少ない
冬期の日照時間が長い
安定した農業経営
が望める

平野面積の
占める割合が高い
規模拡大など、
打開計画が描きやすい



すごいなあ～！

秩父地域

山間地の特色を活かし、いちご
やぶどうなどの観光農業が盛ん
な地域です。地域ならではの特産
品も多数販売されています。

秩父地域

ブロッコリー	なす
くわい	じゃがいも
はうれんそう	わらむらさき
ねぎ	さやいんげん
きはうり	さやえんどう
かぶ	トマト
チンゲンサイ	だいこん
こんにゃくいも	ごぼう
えだまめ	カリフラワー
さといも	エシャロット
こまつな	牛乳
うど	ブリムラ
葉しょうが	肉牛
根しょうが	小麦
みつば	豚肉
にんじん	トマト
	鶏肉
	米
	梨
	はくさい
	りんご
	いちご
	くり
	スモモ
	すもも
	ぶどう
	パンジー
	うめ
	じいたけ
	ひらたけ
	ゆず

北部地域

北部地域(大里・児玉地域)

ねぎ、ブロッコリーなどの埼玉を代表する野菜の一大産地です。
また、米麦の生産も県内有数の規模となっています。深谷市などで
は、花さの生産が盛んです。

東部地域(埼玉・北埼玉地域)

全体的に米の生産が盛んな地域で、きゅうりや
トマト、梨などの市場出荷品目も栽培されています。
また、近年では南部において都市的農業が発
展しており、こまつなを始めとする葉物野菜やい
ちごなどの生産が増加傾向にあります。

西部地域

西部地域(入間・比企地域)

特に入間地域は県内有数の畑作地帯で、さ
といも、はうれんそう、かぶ、えだまめ、柰を始
めとする多様な農産物が生産されています。丘
陵、山沿いの地域では梅やゆずなどの生産
や、それらを利用した加工品などの販売が盛
んです。

中部地域

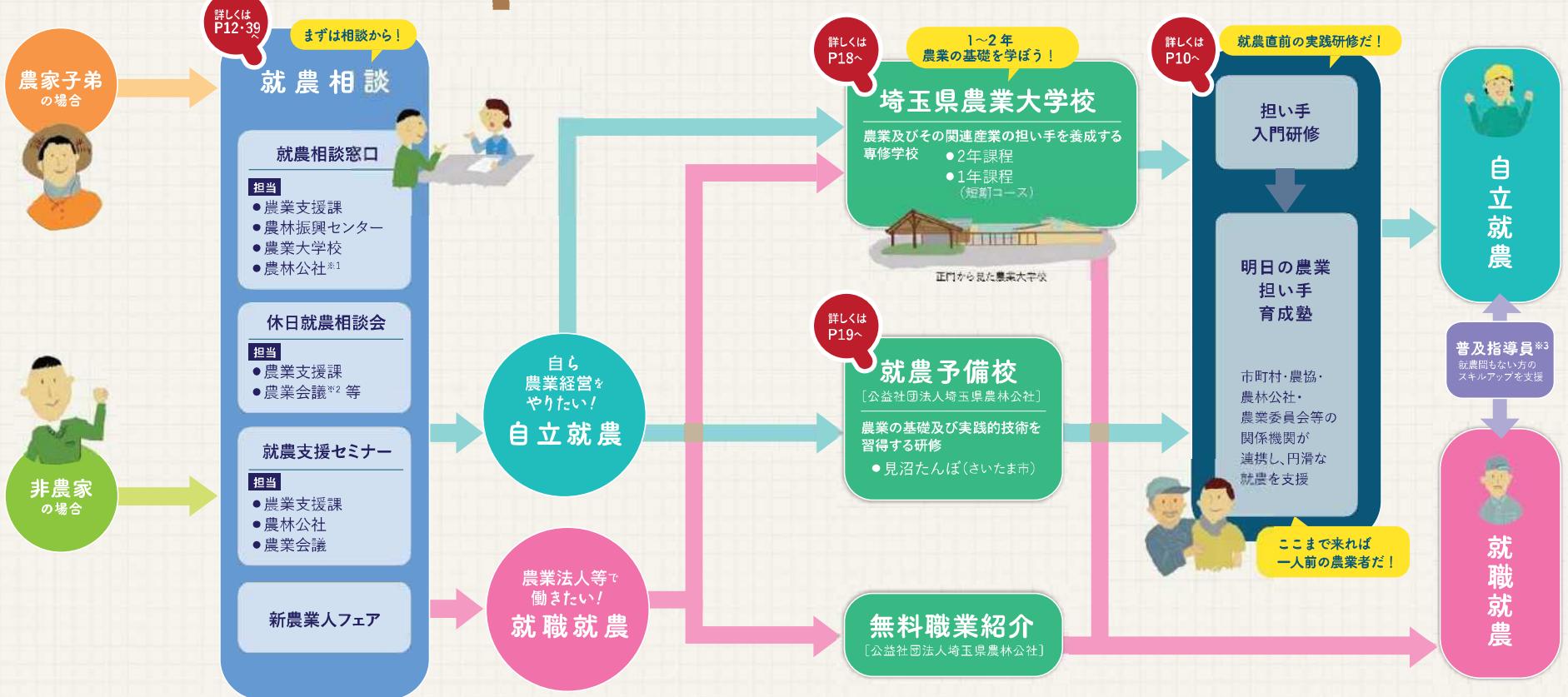
中部地域(さいたま・北足立地域)

大消費地に近い地の利を生かし、葉物や果菜などの野菜類や直売・觀
光農園向けの果樹類などの生産が盛んです。また、南部(さいたま市)のく
わいや、北部(鴻巣市)の鉢花の生産など、県内でも特色のある農業が展
開されています。



埼玉県の就農支援

新規就農までの道すじ



*1 農林公社……………埼玉県の農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持・進歩を図ることを目的として設立された公益社団法人です。

*3 普及指導員……………農業者に接して農業技術・経営に関する支援を専門に行う、国家資格を持った都道府県の職員です。生産現場等で、生産技術や農業経営の向上に関する指導等の業務を行っています。

*2 埼玉県農業会議……………「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会を支援する「農業委員会ネットワーク機構」として県知事から指定を受けている一般社団法人です。

農業委員会に対する協力・支援、農業経営者等に対する支援、農業の担い手育成などの業務を行っています。

用語解説

明日の農業担い手育成塾について

埼玉
オリジナル!

明日の農業担い手育成塾とは?

埼玉農業の担い手を確保・育成するため、関係機関が一体となって、技術研修・農地の確保・資金相談等を行う「明日の農業担い手育成塾」を県内に設置し、自立農業経営を目指す新規就農希望者に対して、就農希望地で確実に就農できるよう支援する、埼玉県独自の制度です。

令和3年度から基礎的な農業技術や知識を習得する場として、新たに担い手入門研修を設置し、一部の塾で運営しています。

就農準備資金の認定研修機関にもなっています。※担い手入門研修は就農準備資金は受給できません

農業大学校、就農予備校、
担い手入門研修等

明日の農業担い手育成塾による研修支援内容等

- 技術指導者の選任と技術研修の実施
- 技術研修を行う上で必要な、指導者謝金、種苗費、資材費、使用料などの経費の一部補助
- 研修農地の確保 …など

留意点

- ① 支援内容や必要経費は塾によって異なります。
- ② 塾によっては、定住のための支援等も行っています。
- ③ ほとんどの塾が「農業大学校で1年程度の研修又はそれと同等の研修実績」を入塾要件としています。
- ④ 研修期間は塾によって異なりますが、1~3年が標準です。

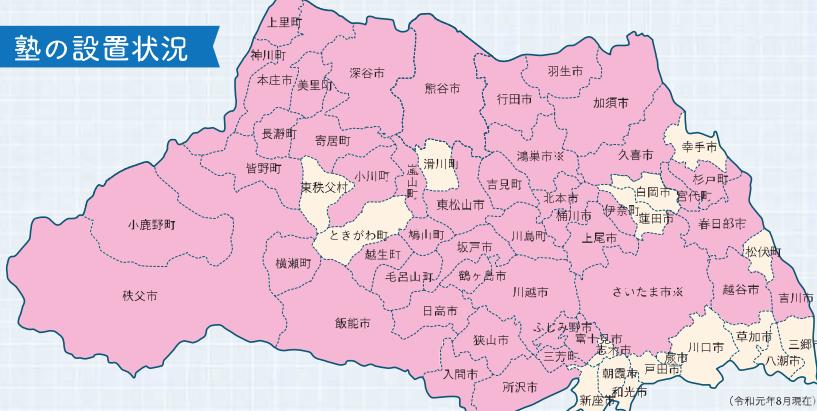


明日の農業担い手育成塾の推進体制図



※詳細については、就農希望市町村を管轄する県農林振興センターか、農業支援課へお問い合わせください P12

塾の設置状況



■ 明日の農業担い手育成塾設置済み自治体

※さいたま市では(公社)埼玉県農林公社が塾の運営の一環として会場を借り受けている
※鴻巣市は旧川里町の地域のみ

特徴的な「明日の農業担い手育成塾」

いるま地域明日の農業担い手育成塾

県内で最も受け入れ人数が多い塾です。
農業大学校において技術研修を受けた方を主な対象として、研修農地の斡旋や就農後の支援などを行っています。

嵐山町農業担い手育成嵐丸塾

ほうれんそう栽培の新規就農者育成を目的とした塾です。
生産技術の修得から出荷まで、一貫した支援が特徴です。

小鹿野町明日の農業担い手育成塾

きゅうり栽培の新規就農者育成を目的とした塾です。
農協の組織を活用して安定した出荷が可能となるほか、移住相談等にも対応しています。

宮代町農業担い手塾

地域生産者と一体となった就農支援を重視し、研修期間が3年と長めに設定されています。

就農相談窓口一覧

農林振興センター（市町村は管轄地域を示す）

就農、農業に関する制度や補助金等のご相談に対応します。

さいたま農林振興センター さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号埼工県浦和合同庁舎2階 ☎ 048-822-1007
さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、鶴ヶ島市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町

川越農林振興センター 川越市新宿町1丁目17番地17 ウエスト川越公共施設棟5階 ☎ 049-242-1804
川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町

東松山農林振興センター 東松山市六軒町5番地1 埼玉県東松山地方庁舎3階 ☎ 0493-23-8582
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

秩父農林振興センター 秩父市日野田町1丁目1番44号 ☎ 0494-25-1310
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

本庄農林振興センター 本庄市朝日町1丁目4番6号 埼玉県本庄地方庁舎2階 ☎ 0495-22-3116
木庄市、美里町、神川町、上里町

大里農林振興センター 熊谷市久保島1373-1 ☎ 048-526-2210
熊谷市、深谷市、寄居町

加須農林振興センター 加須市不動岡564-1 ☎ 0480-61-3911
行田市、加須市、羽生市

春日部農林振興センター 春日部市大沼1丁目76番地 埼工県春日部地方庁舎3階 ☎ 048-737-6311
春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

埼玉県農林部農業支援課（県下全域）

新しく農業を始めようと思っている方や農業資金などのご相談に対応します。
☎ 048-830-4051 FAX.048-830-4833

埼玉県農業大学校（県下全域）

〒360-0112 熊谷市隨春2010
☎ 048-501-6845 FAX.048-536-6848

公益社団法人埼玉県農林公社（県下全域）

〒361-0013 行田市大字真名板1975-1
☎ 048-559-0551 FAX.048-558-3558

一般社団法人埼玉県農業会議（県下全域）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内 ☎ 048-829-3481 FAX.048-829-3484

J A 埼玉県担い手サポートセンター（県下全域）
〒346-0025 久喜市大字桶ノ口15-1 ☎ 0480-53-4500 FAX.0480-53-4529

就農に向けたチェックポイント



就農適正

「農業を自ら選んだ職業とする」という強い意志はあるか。
農業を通じ、実現したいことが自身の中で明確になっているか。



体を動かすことは好きか。体力に自信があるか。



他人とのコミュニケーションを積極的にとることができるか。



農村社会への順応に自信はあるか（地域行事への参加等を含む）。



事前準備

機械の扱いには慣れていて、基本的な仕組を理解しているか。
または、機械を使いこなすための研修等を受けているか。



農業を行うことについて、家族の同意を得ているか。



農業を行う上で必要な技術を習得しているか。
または、習得するための実現可能なプロセスを他者に説明できるか。



どのような農業経営を行いたいか（栽培品目、経営面積など）、
方針が自分の中で定まっているか。



自己資金を含めた資金計画は作っているか。
計画がある場合、無理な内容になっていないか。



販売方法など、農産物をお金にするための実現可能な
ビジョンを持ち、持続可能な経営ができる見込みはあるか。

就農計画の作成様式

※各生産品目の計画を立てるにあたっては、公表されている経営指標 P39 等を参照してください。

①基本的事項	
営農開始予定	年　月　日
就農予定地	
就農形態の別 いずれかを選択し □にチェック印を入れてください	<input type="checkbox"/> ①新たに経営開始 <input type="checkbox"/> ②親の経営を継承 <input type="checkbox"/> ③親の経営とは別の部門を開始 <input type="checkbox"/> ④その他
目標とする 経営類型** いずれかを選択し □にチェック印を入れてください	<small>※経営類型については、国が示す青年等就農計画作成様式の「別記」の項目に準じる。(下記参照)</small>
	<input type="checkbox"/> 1. 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜) 水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
	<input type="checkbox"/> 2. 複合経営(農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合)の営農類型(例(2位の部門が麦類の場合):水稻+麦類) 水稲+(麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)
	<input type="checkbox"/> 3. 1及び2に該当しない場合は、その他(○○)として記載する。(例1:その他(きのこ菌床栽培)、例2(農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合):その他(施設野菜+麦類))

②5か年計画					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
主な生産品目					
売上げ・所得					
経営規模 (所有・借上げの別も記述)					
労働力					
機械					
設備					
住宅					
資金計画					

※就農後5年間の流れを明確にするため、主な内容を記入する。

就農計画の作成様式

③計画の根拠

(1)栽培計画と販売計画

品目1●栽培計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
作付面積(a)					
収穫量(kg)					
10a当たり収量					
販売量(kg)					
労働時間(時間)					

品目1●販売計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
販売先					
販売量(kg)					
単価(円/kg)					
販売額					

品目2●栽培計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
作付面積(a)					
収穫量(kg)					
10a当たり収量					
販売量(kg)					
労働時間(時間)					

品目2●販売計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
販売先					
販売量(kg)					
単価(円/kg)					
販売額					

※以下、品目数に応じ、適宜計画表をコピーして作成すること。

(2)経費計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入	農業収入				
	農外収入				
	合計				
支出	農地等賃借料				
	水道光熱費				
	燃料費				
	減価償却費				
	種苗費				
	肥料・農薬費等				
	賃金				
	借入金				
	その他支出				
	合計				

(3)機械・施設整備計画

①機械整備		②施設整備	
整備する機械の種類	形状・性能とその台数	整備する施設の種類	形状・面積とその数
	現状		5年後

(4)技術習得の考え方

(5)販路開拓の考え方

(6)農地確保の考え方

(7)労働力確保の考え方

(8)農業機械及び関連施設確保の考え方

(9)資金確保の考え方

埼玉県等による就農前研修

このページでは、就農前に研修を受けることができる県の公的機関や制度などについて説明します。

1 埼玉県農業大学校



昭和20年に開校して以来、6,000人以上の卒業生を輩出し、県内のリーダー的農業経営者の多くを育成しています。

平成27年には鶴ヶ島市から熊谷市に移転し、地域との融和を図りながら、次代を担う新規就農者の育成を目指しています。

特徴

- 農業に必要な生産技術と、経営するために必要な知識を同時に学ぶことができる農業教育施設です。
- 生産から販売まで、切れ目のない農業体系の修得が可能です。
- 「実践による学び」を重視し、実学に基づく人材育成を行っています。

入学のメリット

- カリキュラムには2年課程（主に高校新卒者、大学卒業者向け）と1年課程（主に社会人経験者向け）があり、幅広い農業研修ニーズに対応できます。
- 基礎から丁寧な指導が受けられるため、農業経験が少ない方でも技術習得が可能です。
- 学費は年間118,800円で、他の教育機関と比べて安い学費となっています。（カリキュラム等に応じて別途必要経費がかかります）
- 無料職業紹介所の国の認可を受けており、農業法人からの求人票が受けられるため、就職就農しやすい環境が整っています。
- 行政機関との関係性を深めやすいため、卒業後の継続研修や農地の借入れ等の際に有利です。
- 同年代のネットワークが作りやすく、就農後の人脈形成に役立ちます。

知っておいた方がよいこと

- 高等学校等卒業者であれば、出願に年齢制限はありません。入試には推薦入試、一般入試があり、必要書類や入試内容が異なりますので、出願時によく確認してください。
- 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の認定研修機関となっています。
- 平日は終日実習、講義があるほか、休日も当番制による農作業管理があるため、基本的に会社等に勤務しながらの通学はできません。

連絡先

その他、詳細については以下の連絡先にお問い合わせください（入試・教務調整担当）。

〒360-0012 埼玉県熊谷市樋春2010

☎048-501-6845

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0921/>



参考 学科・専攻一覧

学科	専攻	修業期間	内容
野菜	施設栽培	2年	施設を利用した果菜類（トマト、いちご、キュウリ等）の栽培技術や経営、流通等について学習します。
	露地栽培		露地及びパイプハウスを利用して、県内の主な露地野菜の栽培技術や経営、流通等について学習します。
水田複合	水田複合		水稻・麦・大豆・野菜を組み合わせた複合経営における栽培技術や経営、大豆加工等について学習します。
	花き		施設や露地ほ場を組み合わせ、シクラメン、花壇苗等の鉢物や草花類、球根切花等の栽培技術、経営、流通等について学習します。
花植木	植木造園		緑化に必要な植木の生産・管理体制や造園施工に関する知識及び経営について学習します。
	酪農		乳牛の飼養・繁殖管理及び飼料作物の栽培・貯蔵技術など酪農経営の全般について学習します。
短期農業	短期野菜	1年	早期就農を目指す基本的・実践的な野菜栽培技術を中心に学習します。
	有機農業		有機農法による野菜の栽培、土づくり等に関する基礎知識や技術を主に実習を通じて学習します。

2 就農予備校

就農予備校は、（公社）埼玉県農林公社が行う就農前研修です。

ほ場がさいたま市見沼区にあり、近隣の在住者等が通いながら農業の技術を習得するのに適しています。

100m²の農地面積から研修が始められるので、自らの農業の適性を確かめる機会として利用することができます（研修対象は露地野菜のみ）。

農業大学校とは異なり、月1回程度の講習を受けながら、貸与されたほ場（100～1,000m²程度）で1年間実践的研修を行います。

会社等に勤務しながら研修を受けることが可能です。

連絡先

詳細については、以下の連絡先にお問い合わせください（青年農業者育成担当）。

〒361-0013 埼玉県行田市大字真名板1975-1

☎048-559-0551

<http://sainourin.or.jp/>



※県内の自治体が行っている就農前研修については、P36 ➤ を御覧ください。

就農のための準備

1 農地を確保するには

- 農地を耕作目的で借用又は購入するには、地権者との契約だけでなく、農地に関する法律（農地法や農業経営基盤強化促進法）に基づき、市町村の農業委員会の許可等が必要になります。
- 許可に当たっては、以下の要件が必要になります（個人の場合）。

①全部効率利用要件

農地の全てを効率的に利用した耕作が可能なこと

②下限面積要件

農業委員会が定める経営面積以上の耕地であること
(下限面積は市町村によって異なります)

③農作業従事要件

農地所有者又は借受け者が常時農作業に従事すること

④地域との調和要件

周辺の農地利用に悪影響を与えないこと



- ①、②、③を満たしていることを示すに当たり、経営計画、資金計画、労働力計画、機械等整備計画等の提示を求められることがあります。
- そのほかの手段として、円滑な農地利用を支援することを目的とした「農地中間管理事業」もあります。この事業により農地を取得するには、農地中間管理機構（埼玉県では「公益社団法人埼玉県農林公社」が事業を実施）が行う農地借受け希望者の募集に応募することが必要です。詳細については、農業ビジネス支援課 P38 又は埼玉県農林公社 P12 にお問い合わせください。
- 農地を確保する際には、目指す農業経営等を考慮した上で、土壤条件、日照条件、水利権などをチェックするなど、事前に充分検討することが必要です。
- 新規に農地を借用又は購入するに当たっては、最終的には地域に受け入れられることが大切です。そのため、希望する市町村の農業セクションとの連携を密にするとともに、地元との関係性を深めていくことが確保の近道になります。

参考ホームページサイト

①農林水産省による制度説明のページ（農地の売買、貸借関係）
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html>



②農林水産省による制度説明のページ（農地中間管理事業関係）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou_ichiran.htm



2 農業機械を用意するには

- 一般的には、初期投資をいかに抑えるかが成功のカギとなります。営農開始直後は、必要最小限の機械でスタートし、経営拡大に伴い順次必要な装備の充実を図るのがよいでしょう。
- 中古での購入、又は近隣からの借受けが可能かについてまずは検討しましょう。中古農機を扱う業者等との関係性を密にするなど、情報収集を十分に行なうことが大切です。
- 農業機械は、使用方法や手入れの状況で、利用可能年数が大きく異なります。そのため、機械の基本的な構造や使い方の基礎について熟知するよう努めるとともに、メンテナンス等についても自身が行えるように技術習得を図ることを勧めます。
- 一部の自治体やJAグループでは、農業機械の整備に関する補助事業を実施しています。詳細については P28 P32 を参照してください。
- 農業支援課では、「農業機械利用技能者養成研修」において、トラクターなどの大型特殊運転免許（農耕車限定）やけん引作業機運転免許（農耕車限定を含む）の研修を農業大学校で実施しています。申込期間や受講人数が限られますので、詳細は以下の 参考ホームページサイト を参照ください。

参考ホームページサイト

● 農業支援課による研修説明のページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/keieitai/kensyu/nougyoukikairyou.html>



3 農業用施設を整備するには

- 近年よく相談を受ける内容として、「農地は借りられたが、農産物を調整する施設や、農業機械を置く場所の確保ができない」という声があります。これらは、行政手続となる農地の購入、借用とは同時に行えないことが多いので、並行して取り組む事が必要です。
- 農業用ハウス等を整備するに当たっては、部材を調達して自ら設置できれば経費も下がります。そのため、基礎的なハウスの構造などについては、研修中に技術習得するよう努めましょう。
- 借用農地の場合、農業用施設の設置等については地権者の意向を踏まえる必要があります。設置を希望する場合は、農地借受け手続きを進める際によく地権者と協議してください。
- 一部の自治体やJAグループでは、農業用施設の整備に関する補助事業を実施しています。詳細については P28 P32 を参照してください。

4 住居を確保するには

- 農業に適した住居は、一般的な住宅のように数多く流通していない場合が大半です。
また、空き家でも、面識のない第三者に貸すことについて抵抗を覚える所有者が多いようです。
- そのため、地域の信頼を得るための取組を行うとともに、行政機関や関連団体等の支援を活用するなど、色々なアプローチを試みる必要があります。
- 地域によっては移住支援機関や空き家バンクなどを設置している自治体等もあり、それらを活用するのも一つの方法です(移住については P37 を参照)。

5 資金を確保するには

(1) 制度資金

- 主な制度資金の融資限度額や貸付対象等についての概要は以下のとおりです。

就農前・就農後に活用される主な制度資金(個人)

使用場面	資金名	窓口	対象者	限度額	償還期間*(了)	備考
就農時	青年等就農資金	日本政策金融公庫	認定新規就農者	3,700万円	17(5)年以内	無利子
就農後	農業近代化資金 経営体育成強化資金	農協等 日本政策金融公庫	認定新規就農者 認定農業者等 認定新規就農者等	1,800万円 1億5,000万円	15(3)年以内 25(3)年以内	認定新規就農者の償還は17(5)年以内

- 各資金は支払利率等にそれぞれ特徴があるので、詳細については以下の参考ページを参照いただきほか、各担当窓口にお問い合わせください(窓口の一覧は P30)。

参考ホームページサイト

農林水産省による制度説明のページ

http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shikin/ninaite_shikin.html



(2) 自己資金

- 自己資金も重要な要素です。就農前に、できる限り自己資金を準備しておく必要があります。
- 自身の農業経営による収入見込みと、経営や生活を行うのに必要な費用を考慮し、想定よりも多めに確保しておくことが理想です。

参考 新規就農者育成総合対策について

次世代を担う農業者になる意志がある者に対し、国が就農前の研修及び就農直後の経営確立に必要な資金を交付する事業です。交付には要件があり、全ての希望者が受けられるとは限りません。事業の詳細を知りたい方は、就農準備資金については居住地を管轄する農林振興センター P12 、経営開始資金については居住する市町村に相談してください。

(1) 就農準備資金

就農前の研修を支援するため、指定された研修機関(農業大学校等)で農業技術の研修をする場合に、年間150万円(最長2年間)が交付されるものです。

● 主な交付要件

- 就農予定時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 独立・自営就農、雇用就農、親元での就農を目指すこと。
 - ▶ 独立・自営就農を目指す場合は、就農後 5 年以内に認定新規就農者または認定農業者になる必要があります。
 - ▶ 親元就農を目指す場合は、就農後 5 年以内に経営を継承するか、法人の共同経営者になる必要があります。
- 都道府県等が認めた研修機関等で、概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修を受けること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活保護等、生活費を支給する他の事業と重複受給していないこと。
- 原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること。
- 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。

(2) 経営開始資金

新規就農(独立・自営就農に限る)された方の経営を支援する必要があると交付主体(市町村)が認めた場合に、年間最大150万円(最長3年間)が交付されるものです。

● 主な交付要件

- 就農予定時の年齢が50歳未満であること。
- 独立・自営就農であること。
 - ▶ 親元に就農する場合であっても、定められた要件を満たした上で、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から事業の対象となります。
- 青年等就農計画等 P26 が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な内容となっていること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。
- 自治体が作成する「人・農地プラン」に、中心となる経営体として位置付けられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 生活保護等、生活費を支給する他の事業と重複受給していないこと。
- 原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が 600 万円以下であること。

6 地域の人脈を形成するには

- 農村は、地域の人同士の付き合いが都市部と比べて濃密な傾向にあります。そのため、農業を始めるには地域に溶け込み、周囲の人達と深く親交することが必要です。
- 就農する地域で教えを乞うことのできる指導的な農家と知り合いになることで、自らの可能性が広がります。積極的に、地域で相談できる農家を見つけるようにしてください。
- 農業用水や農道の共同管理や伝統行事の参加など、地域活動に協力・参加しなければならないこともあります。それらを通じて、情報交換をするなどして農村社会にうまく溶け込むことができれば、スムーズに経営できる環境を早く整えることができます。
- 地域によっては、青年農業者が共同プロジェクト活動などを行う「4Hクラブ」や「農業青年会議所」などの組織があります。農業者が相互に交流する活動を行っており、人脈作りに大変有効です。
地域の組織活動の状況については、農林振興センター [P12] にお問い合わせください。

7 インターンシップを行うには

- 埼玉県では農業のインターンシップや研修先の斡旋は行っていませんが、(公社)日本農業法人協会が運営する「農業就業体験活動事業」において、埼玉県内を含むインターンシップが可能な農業法人がリストアップされています。

参考ホームページサイト

全国新規就農相談センターによるインターンシップ制度説明のページ
<https://www.be-farmer.jp/service/intern/about-intern/>



- 全国新規就農相談センターが窓口となっている「チャレンジ・ザ農業体験・研修」(研修場所は茨城県水戸市の「日本農業実践学園」)等の催しを活用し、農業体験を行うこともできます。

参考ホームページサイト

全国新規就農相談センターによる研修開催説明のページ
<https://www.be-farmer.jp/service/taiken/about-taiken/>
※1日間から3か月間まで、農業体験・研修メニューがあります。



- 色々な機会を通じて関係性ができた農業法人や農業経営者に自ら依頼して、インターンシップや研修を行う新規就農希望者も多くいます。チャンスがあれば、積極的に働きかけてみることも大切です。

8 移住して農業を始めるには

- 埼玉県では、東京都内に「『住むなら埼玉』移住サポートセンター」を設置し、埼玉県内に移住して農業を行いたい方の相談に応じています。

参考ホームページサイト

「『住むなら埼玉』移住サポートセンター」による説明ページ
<https://www.furusatokaiki.net/consultation/saitama/>



- 県の農業ビジネス支援課では、「埼玉ではじめる農ある暮らし」のホームページを開設し、随時必要な情報を更新しています。

参考ホームページサイト

「埼玉ではじめる農ある暮らし」のページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/nouarukurashi/index.html>



- 埼玉県内の自治体によっては、移住して新規に農業を行うことを希望する方に対して相談窓口等を設けています。

参考 経営を継承した場合

● 経営継承・発展等支援事業

▶ ポイント

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、実質化された人・農地プランに基づき、国と地方が一体となって、家族農業経営を始めとする**担い手の経営を継承し発展させる取組**を支援します。

▶ 事業目標

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[令和5年度まで]

▶ 内容

地域の中心経営体(実質化された人・農プランにより位置づけ。畜産経営を含む)の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入等)を策定し、計画に基づく際に必要となる経費(上限100万円)を市町村と一緒に支援します。

